

議事日程(第2号)

令和5年2月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第9号 令和5年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第10号 令和5年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第11号 令和5年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第12号 令和5年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第13号 令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第6 議案第14号 令和5年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第7 議案第15号 令和5年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第8 議案第16号 対馬市企業版ふるさと応援基金条例
- 日程第9 議案第17号 対馬市個人情報保護法施行条例
- 日程第10 議案第18号 対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第19号 対馬市税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第20号 対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第21号 対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第22号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第23号 対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第24号 対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第25号 対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第26号 対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第27号 対馬市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第28号 湯多里ランドつしまの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第29号 あがたの里の指定管理者の指定について

- 日程第22 議案第30号 工事請負契約の締結について
日程第23 同意第1号 対馬市教育委員会委員の任命について
日程第24 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第25 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第9号 令和5年度対馬市診療所特別会計予算
日程第2 議案第10号 令和5年度対馬市国民健康保険特別会計予算
日程第3 議案第11号 令和5年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
日程第4 議案第12号 令和5年度対馬市介護保険特別会計予算
日程第5 議案第13号 令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
日程第6 議案第14号 令和5年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
日程第7 議案第15号 令和5年度対馬市水道事業会計予算
日程第8 議案第16号 対馬市企業版ふるさと応援基金条例
日程第9 議案第17号 対馬市個人情報保護法施行条例
日程第10 議案第18号 対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第11 議案第19号 対馬市税条例の一部を改正する条例
日程第12 議案第20号 対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第13 議案第21号 対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第14 議案第22号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第15 議案第23号 対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第16 議案第24号 対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例
日程第17 議案第25号 対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第18 議案第26号 対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例
日程第19 議案第27号 対馬市営住宅条例の一部を改正する条例
日程第20 議案第28号 湯多里ランドつしまの指定管理者の指定について
日程第21 議案第29号 あがたの里の指定管理者の指定について

- 日程第22 議案第30号 工事請負契約の締結について
日程第23 同意第1号 対馬市教育委員会委員の任命について
日程第24 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第25 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

出席議員（18名）

1番 糸瀬 雅之君	2番 陶山莊太郎君
3番 神宮 保夫君	4番 島居 真吾君
5番 坂本 充弘君	6番 伊原 徹君
7番 入江 有紀君	8番 船越 洋一君
9番 脇本 啓喜君	10番 春田 新一君
11番 小島 徳重君	13番 波田 政和君
14番 小宮 教義君	15番 上野洋次郎君
16番 大浦 孝司君	17番 作元 義文君
18番 黒田 昭雄君	19番 初村 久藏君

欠席議員（1人）

12番 小田 昭人君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	勝見 一成君	次長	平間 博文君
課長補佐	糸瀬 博隆君	係長	犬束 興樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	中島 清志君
総務部長	木寺 裕也君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	一宮 努君
しまづくり推進部長	伊賀 敏治君

観光交流商工部長	村井 英哉君
市民生活部長	舍利倉政司君
福祉保険部長	國分 幸和君
健康づくり推進部長	桐谷 和孝君
農林水産部長	黒岩 慶有君
建設部長	内山 歩君
水道局長	立花 大功君
教育部長	八島 誠治君
中対馬振興部長	松井 惠夫君
上対馬振興部長	阿比留 裕君
美津島行政サービスセンター所長	藤田 浩徳君
峰行政サービスセンター所長	居村 雅昭君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	二宮 照幸君
監査委員事務局長	志賀 慶二君
農業委員会事務局長	主藤 公康君

午前10時00分開議

○議長（初村 久藏君） おはようございます。

報告します。小田昭人君から欠席の届出があつております。

ただいまから議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第9号

○議長（初村 久藏君） 日程第1、議案第9号、令和5年度対馬市診療所特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康づくり推進部長、桐谷和孝君。

○健康づくり推進部長（桐谷 和孝君） ただいま議題となりました議案第9号、令和5年度対馬市診療所特別会計予算につきまして、その提案理由と内容について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和5年度対馬市の診療所特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億5,174万円と定め、第2項で、歳入

歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を、4ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」によると定めております。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。

1款・診療収入、1項・外来収入は、直営診療所の診療収入を2億2,378万2,000円計上しております。

2款・使用料及び手数料、1項・手数料は、診断書等手数料収入を160万8,000円計上しております。

3款・県支出金、1項・県補助金、へき地医療対策費補助金は、実績等を基に2,000万円を計上しております。

4款・繰入金、1項・他会計繰入金、1目・一般会計繰入金は、歳出の1款・総務費、2款・医業費に充当するため、1億5,985万1,000円を計上しております。

10ページ、11ページをお願いいたします。

6款・諸収入、1項・雑入は、予防接種・特定健診等収入を4,599万9,000円計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款・総務費、1項・施設管理費、1目・一般管理費は、3億5,193万円を計上しております。主なものといたしましては、1節・報酬に、医師及び看護師等会計年度任用職員報酬として1億6,700万3,000円を、10節・需用費は、各診療所の光熱水費、修繕料など1,465万3,000円を、11節・役務費は、通信運搬費、生化学検査手数料など1,696万7,000円を、12節・委託料は、診療所への医師派遣等委託料、施設の保守点検委託料など2,962万5,000円を、14ページ、15ページをお願いいたします。13節・使用料及び賃借料は、診療所維持システム、派遣医師送迎タクシー借り上げ料など1,040万5,000円を、18節・負担金、補助及び交付金は、公設民営診療所運営費等補助金など983万1,000円を計上しております。

2款・医業費、1項・医業費は、直営診療所の医業用器具使用料、医薬材料費など9,981万円を計上しております。

なお、16ページから20ページにかけては、給与費明細書を掲げておりますので、御参照願います。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程第2. 議案第10号

日程第3. 議案第11号

日程第4. 議案第12号

○議長（初村 久藏君） 日程第2、議案第10号、令和5年度対馬市国民健康保険特別会計予算から日程第4、議案第12号、令和5年度対馬市介護保険特別会計予算までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保険部長、國分幸和君。

○福祉保険部長（國分 幸和君） ただいま一括議題となりました議案第10号から議案第12号につきまして、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

まず、議案第10号、令和5年度対馬市国民健康保険特別会計予算でございますが、予算書の3ページをお願いします。

令和5年度対馬市の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,373万6,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」によるものとしてございます。

第2条で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額を5億3,000万円と定めるものとしてございます。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、8ページから9ページを御覧願います。

1款、1項・国民健康保険税は、1目・一般被保険者分と2目・退職被保険者等分を合わせまして7億6,520万4,000円を計上しております。

4款・県支出金、2項・県補助金は、1目・保険給付費等交付金として32億9,520万3,000円を計上しております。

10ページから11ページをお願いいたします。

6款・繰入金は、1項・他会計繰入金として、1目・一般会計繰入金で1節・保険基盤安定繰入金、2節・未就学児均等割保険料繰入金、3節・職員給与費等繰入金、4節・出産育児一時金

等繰入金、5節・財政安定化支援事業繰入金を合わせまして3億3,334万3,000円を計上しております。2項・基金繰入金は、1目・財政調整基金繰入金として4,552万2,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

14ページから15ページをお願いします。

1款・総務費、1項・総務管理費は、主なものといたしまして、1目・一般管理費で11節・役務費の通信運搬費、システム手数料及び12節・委託料の共同事業の業務委託、3目・医療費適正化特別対策事業は月額会計年度任用職員の人件費等を合わせまして、1項・総務管理費に2,560万2,000円を計上しております。2項・徴税費の主なものといたしましては、月額会計年度任用職員の人件費、16ページから17ページをお願いします。18節・負担金、補助及び交付金の納税組合交付金等などで2項・徴税費に1,857万6,000円を計上しております。

2款・保険給付費、1項・療養諸費は、1目・一般被保険者療養給付費から、予算書18ページから19ページをお願いいたします。7目・傷病手当金まで合わせまして27億5,230万3,000円を計上しております。2項・高額療養費は、各項目合わせ4億6,329万円を計上しております。4項・1目の出産育児一時金は、30名分、1,500万7,000円を計上しております。5項・1目・葬祭費は、1件当たり2万円で、80件を見込み160万円を計上しております。

20ページから21ページをお願いいたします。

3款・国民健康保険事業費納付金は、1項・医療給付費分、2項・後期高齢者支援金等分及び3項・介護納付金分、合わせまして10億9,549万8,000円を計上しております。

5款・保健事業費、1項・特定健康診査等事業費は、特定健康診査受診率向上のための会計年度任用職員の人件費、22ページから23ページをお願いします。特定健康診査の委託料、また、負担金、補助及び交付金で、人間ドックを受診されるときに助成として、2万円を上限に80名分、160万円などを合わせ、6,106万9,000円を計上しております。

26ページから29ページに給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第11号、令和5年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の3ページをお願いします。

令和5年度対馬市の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億3,750万2,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」とするものでございます。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして、まず歳入でございますが、8ページから9ページをお願いします。

1款、1項・後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料と普通徴収保険料を合わせまして2億7,302万6,000円を計上しております。

5款・繰入金、1項・一般会計繰入金は、1目・事務費繰入金及び2目・保険基盤安定繰入金を合わせまして1億6,388万3,000円を計上しております。

次に、歳出について、12ページから13ページをお願いします。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費は、職員人件費のほか18節の広域連合事務費負担金などで2,622万3,000円を計上しております。

2款・後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金及び保険料納付金として4億1,059万円を計上しております。

16ページから20ページに給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照願います。

最後に、議案第12号、令和5年度対馬市介護保険特別会計予算につきまして、予算書の3ページをお願いします。

令和5年度対馬市の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億9,451万4,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」とするものでございます。

第2条で、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合として、保険給付費の各項で計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたしております。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして、まず歳入でございますが、8ページから9ページをお願いします。

1款・保険料、1項・介護保険料は、第1号被保険者に係る特別徴収保険料及び普通徴収保険料等6億2,622万4,000円を計上しております。

3款・国庫支出金、1項・国庫負担金は、介護給付費負担金6億3,696万7,000円を、2項・国庫補助金は、調整交付金及び地域支援事業交付金として3億6,517万4,000円をそれぞれ計上しております。

4款、1項・支払基金交付金は、第2号被保険者に係る保険料で、支払基金からの介護給付費

交付金及び地域支援事業支援交付金と合わせまして10億1,883万4,000円を計上しております。

10ページから11ページをお願いします。

5款・県支出金、1項・県負担金は、1目・介護給付費負担金5億4,228万3,000円、2項・県補助金は、4目・介護予防事業及び5目・包括的支援事業等に係る地域支援事業交付金として3,654万1,000円を計上しております。

7款・繰入金、1項・他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として、職員給与費等繰入金のほか4節の低所得者保険料軽減負担繰入金など合わせまして6億6,718万7,000円を、2項・基金繰入金は介護給付費準備基金繰入金として7,482万8,000円を計上しております。

12ページから13ページをお願いします。

9款・諸収入、2項・サービス事業収入は、介護予防支援事業収入として、介護予防サービス計画費のほか包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費など2,640万円を計上しております。

次に、歳出につきまして、14ページから15ページをお願いします。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費は、職員給与費等の人件費、一般事務費など5,007万3,000円を計上しております。3項、1目・介護認定審査会費は委員報酬、16ページから17ページをお願いします。11節・役務費の医師の意見書作成手数料など2,484万4,000円を計上しております。2目・認定調査等費は、会計年度任用職員の人件費、認定調査委託料など1,520万4,000円を計上しております。5項、1目・計画策定委員会費は、委員会開催のための委員報酬及び第9期介護保険事業計画策定委託料など814万4,000円を計上しております。

2款・保険給付費、1項・介護サービス等諸費は、主に居宅介護サービス給付費負担金など合わせまして、18ページから19ページをお願いします、32億5,507万円を計上しております。2項、1目・介護予防サービス給付費は、8,944万3,000円を計上しております。3項・その他諸費は、1目・審査支払手数料として328万6,000円、4項・高額介護サービス等費は8,126万4,000円、5項・高額医療合算介護サービス費は1,136万9,000円、6項・特定入所者介護サービス等費は1億8,706万6,000円をそれぞれ計上しております。

20ページから21ページをお願いします。

8款・地域支援事業費、1項・介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防・生活支援サービス事業負担金など1億2,270万円を計上しております。

2項・一般介護予防事業費は、介護予防教室の経費やケーブルテレビを利用した健康体操の放送委託料、介護予防団体助成金など673万円を計上しております。

22ページから23ページをお願いします。

3項、1目・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターの職員及び月額会計年度任用職員の人件費のほか、12節・委託料の生活支援コーディネーター事業委託料、18節・対馬市社会福祉協議会出向職員の派遣職員給与等負担金など、合わせて1億2,306万2,000円を計上しております。2目・任意事業費は、権利擁護のための成年後見人制度報酬助成金など、合わせまして607万2,000円を計上しております。4項・その他諸費は、1目・審査支払手数料、2目・介護予防サービス計画作成委託料合わせまして851万9,000円を計上しております。

26ページから32ページに給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照願います。

以上、議案第10号から議案第12号までの説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから3件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程第5. 議案第13号

○議長（初村 久藏君） 日程第5、議案第13号、令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、松井恵夫君。

○中対馬振興部長（松井 恵夫君） ただいま議題となりました議案第13号、令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算につきまして、その提案理由と内容を御説明いたします。

予算書は3ページをお願いいたします。

令和5年度対馬市の旅客定期航路事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,594万3,000円と定め、第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算」によると定めております。

それでは、6ページからの歳入歳出予算事項別明細書により、主な予算につきまして御説明いたします。

本年度の予算の状況は、合計欄に記載のとおり4,594万3,000円で、対前年度比

379万7,000円、9.0%の増で、燃油高騰による渡海船燃料費の増が主な要因でございます。

8ページから9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款・事業収入、1項・事業収入の166万6,000円は、旅客運賃及び貨物運賃でございます。

2款・国庫支出金、1項・国庫補助金の1,264万8,000円は、赤字航路事業に対する国の補助金でございます。

3款・県支出金、1項・県補助金は、同じく赤字航路事業に対する県補助金で、316万2,000円を計上しております。

4款・繰入金、1項・他会計繰入金の2,836万5,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

5款・財産収入、1項・財産運用収入は、基金利子1,000円を、6款・繰越金、1項・繰越金は、前年度繰越金10万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページから13ページをお願いいたします。

1款・総務費、1項・総務管理費の2,639万6,000円は、職員、船員等の人件費、旅費、日本旅客船協会等の負担金が主なものでございます。

2款・施設費、1項・施設費の1,333万円は、渡海船運航に必要な燃料費、修繕料、14ページから15ページをお願いいたします。船舶保険料、渡海船利用者陸上交通運行委託料が主なものでございます。

3款・公債費、1項・公債費の611万7,000円は、渡海船建造及び長板浦待合所建設に係る交通事業債の償還金元金及び利子でございます。

4款、1項に、予備費を10万円計上しております。

16ページから20ページに給与費明細書、21ページには地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、御参照願います。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程第6. 議案第14号

日程第7. 議案第15号

○議長（初村 久藏君） 日程第6、議案第14号、令和5年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算及び日程第7、議案第15号、令和5年度対馬市水道事業会計予算の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） ただいま一括議題となりました議案第14号、令和5年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算及び議案第15号、令和5年度対馬市水道事業会計予算につきましては、水道局所管の議案でございますので、続けて提案理由とその内容を御説明申し上げます。

まず、議案第14号、令和5年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書3ページをお願いいたします。

令和5年度対馬市の集落排水処理施設特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,087万8,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」によるとするものでございます。

第2条、地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、6ページから7ページにかけての「第2表 地方債」によると定めております。

予算概要の歳入について御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款・使用料及び手数料、1項・使用料267万1,000円は下水道使用料、3款・繰入金、1項・他会計繰入金2,113万6,000円は一般会計からの繰入金、4款・繰越金、1項・繰越金1,000円は前年度繰越金、5款・諸収入、1項・雑入7万円は下水道加入金でございます。6款・市債、1項・市債1,700万円は公営企業会計適用債でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款・下水道事業費、1項・下水道管理費、1目・一般管理費1,723万6,000円は、主に下水道使用料金の徴収業務委託料、下水道事業の法適化業務及びシステム導入委託料が主なも

のでございます。2目・施設管理費807万1,000円は、集落排水処理施設の維持管理に係る費用でございます。

2款・公債費、1項・公債費1,557万1,000円は、地方債償還金の元金及び利子を計上しております。

15ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参照ください。

続きまして、議案第15号、令和5年度対馬市水道事業会計予算について御説明申し上げます。予算書3ページをお願いいたします。

第1条で、令和5年度対馬市水道事業会計の予算は、次に定めるところによることを規定し、第2条で、業務の予定量は、給水戸数を1万5,126戸、年間総配水量を395万7,483立方メートル、1日平均給水量を1万842立方メートルと定めております。主要な建設改良事業は3億2,107万1,000円で、その内訳は施設整備事業等で6,942万1,000円、簡易水道基幹改良事業として、上対馬町の中央地区、峰町の三根地区と美津島町の中西部地区の3地区の簡易水道事業、2億5,165万円を予定しております。

第3条で、収益的収入の予定額を、第1款・水道事業収益10億7,349万1,000円、収益的支出の予定額を、第1款・水道事業費用9億9,943万4,000円と定めるものでございます。

第4条で、資本的収入の予定額を、第1款・資本的収入2億5,930万3,000円、資本的支出の予定額を、第1款・資本的支出6億931万6,000円と定めるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額3億5,001万3,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,018万8,000円、当年度分損益勘定留保資金2億2,813万5,000円、減債積立金3,372万2,000円、建設改良積立金6,796万8,000円で補填するものでございます。

4ページをお願いいたします。

第5条で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定め、第6条で、一時借入金の限度額を5億円と定め、第7条で、予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第8条で、議会の議決を得なければ流用することのできない経費を定め、第9条で、一般会計からの負担金の額を定め、第10条で、たな卸資産の購入限度額を1,000万円と定めるものでございます。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により御提案するものでございます。

5ページから予算に関する説明書、12ページから15ページにかけて職員の給与費明細書、25ページから予算附属資料を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第14号、令和5年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算及び議案第15号、

令和5年度対馬市水道事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第9号から議案第15号までの7件は、配付しております議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をします。

日程第8. 議案第16号

○議長（初村 久藏君） 日程第8、議案第16号、対馬市企業版ふるさと応援基金条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） ただいま議題となりました議案第16号、対馬市企業版ふるさと応援基金条例について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書5ページをお願いいたします。

本件は、令和3年度から取り組んでおります企業版ふるさと納税において、現状では寄附をいただいた当該年度の事業にしか充当できないため、年度内の早い時期での寄附については、寄附事業者の意向に沿った事業への充当が可能であります。年末から年度末にかかる寄附については、寄附事業者の意向に沿った事業への充当に支障を来すことが懸念されます。

よって、寄附事業者の意向に沿った事業への充当が容易となるよう、新たに基金条例を制定しようとするものでございます。

条例の内容につきましては、第1条で基金設置の目的を、第2条で積立額を、第3条で基金の管理を、第4条で運用益金の処理を、第5条で繰替運用を、第6条で基金の処分に係る規定を定めております。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託をします。

日程第9. 議案第17号

○議長（初村 久藏君） 日程第9、議案第17号、対馬市個人情報保護法施行条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました議案第17号、対馬市個人情報保護法施行条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書は、7ページから12ページまでとなります。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、個人情報の保護に関する法律が改正されたことにより、これまで国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等について、それぞれで分かれていた法令が改正後の個人情報の保護に関する法律に一元化され、令和5年4月1日から全国共通のルールとなることに伴い、同法の施行に関し、必要な事項を定める条例の制定が必要となるため、法により条例で規定することとされている事項と、条例で定めることが許容されている事項を整理するため、現行の対馬市個人情報保護条例を廃止し、今回、新たに制定するものでございます。

なお、施行日を令和5年4月1日といたしますが、現行条例の義務・罰則等におきましては、従前の例によるとの経過措置を設けております。

また、関連条例の一部改正につきましては、附則で規定し、新旧対照表の2ページから3ページに掲載しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託をします。

日程第10. 議案第18号

○議長（初村 久藏君） 日程第10、議案第18号、対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました議案第18号、対馬市職員の給与に関する

る条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は13ページから、新旧対照表は4ページからとなります。

現在、栄養士に適用している医療職給料表（1）と保健師及び看護師に適用している医療職給料表（2）は5級構成となっております。同給料表の適用を受けている職員が管理職になった場合は、将来的な昇給を見据え、行政職給料表に移行して対応しているところですが、医療職給料表（1）及び医療職給料表（2）に6級を新設し、給料表を移行せずに昇格できるようにするものです。

また、渡海船の船員に適用する海事職給料表は、現在3級構成となっております。来年度から技能労務職給料表から海事職給料表に移行するに当たり、技能労務職給料表が5級構成だったため、生涯賃金等の格差を考慮し、海事職給料表に4級及び5級を新設するものです。

改正内容としましては、医療職給料表である別表第2に6級を加えて6級構成とし、海事職給料表である別表第4に4級及び5級を加えて5級構成とするよう改正するものであります。

また、級の 신설に伴い、等級別基準職務表である別表第5の（2）、（3）及び（5）に職務の級及び基準となる職務を加えるよう改正するとともに、医療職給料表（1）の5級の基準となる職務に「課長、所長及び主幹」を加え、医療職給料表（2）の5級の基準となる職務を、「課長及び主幹」から「課長、所長及び主幹」に改正するものであります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第18号、対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第19号

○議長（初村 久藏君） 日程第11、議案第19号、対馬市税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長、舎利倉政司君。

○市民生活部長（舎利倉 政司君） ただいま議題となりました議案第19号、対馬市税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書は27ページをお願いいたします。

新旧対照表は23ページを御参照願います。

今回の改正は、対馬市税条例第71条の2第2項中「離島振興対策実施地域内」の次に「又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内」を加えるものであります。

改正の主な内容でございますが、対馬市は離島振興地域、過疎地域とも対象となっており、税制特例措置を受けるため、離島振興法に基づく離島振興対策実施区域内と定めておりましたが、国の税制改正により、令和5年4月1日以降、過疎法に基づく税制特例措置が優先して適用されるため、過疎法に定める産業振興促進区域内を追加し、地方税の課税免除等に係る減収補填措置の適用を受けるため、改正を行うものであります。

なお、附則で施行期日を令和5年4月1日からといたしております。

以上で、議案第19号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第19号、対馬市税条例の一部を改正する条例について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第20号

日程第13. 議案第21号

日程第14. 議案第22号

日程第15. 議案第23号

日程第16. 議案第24号

日程第17. 議案第25号

○議長（初村 久藏君） 日程第12、議案第20号、対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例から日程第17、議案第25号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例までの6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保険部長、國分幸和君。

○福祉保険部長（國分 幸和君） ただいま一括議題となりました議案第20号から議案第25号につきまして、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

まず、議案第20号、対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表は24ページから26ページでございます。

本条例は、障害者及び乳幼児等に対して、医療費の一部を支給する基準に関して定めた条例でございます。

今回の改正は、令和5年4月より、長崎県におきまして、親の経済的な負担を和らげ、子育て支援や少子化対策支援につなげる観点から、高校生世代に対しても同様の措置を統一して実施することによるものでございます。

その改正内容につきましては、第2条第3項における対象年齢を、「満15歳」から「満18歳」に引き上げるものでございます。

附則において、施行日を令和5年4月1日とし、同日以降の診療に係る医療費から適用することとしております。

次に、議案第21号、対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表は27ページから30ページでございます。

本条例は、対馬市において、家庭的保育事業を実施する上での設備及び運営に関する基準を定

めた条例であります。

今回の改正は、その基準の一部を改正する厚生労働省令の公布によるもの及び民法等の一部を改正する法律の一部の施行により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

その主な改正内容は、家庭的保育事業者等に対して、安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の乳幼児の所在確認等を義務づける規定について、第8条の2及び第8条の3を追加し、民法における親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、第14条の懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除するものでございます。

附則において、施行日を令和5年4月1日とし、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定は、公布の日からとしております。また、第8条の3第2項の規定の適用については、困難な場合は経過措置として、施行日から1年間は代替りの措置を講じて確認を行うこととしております。

続きまして、議案第22号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表は31ページから32ページでございます。

本条例は、対馬市において、放課後児童健全育成事業を実施する上での設備及び運営に関する基準を定めた条例であり、今回の改正は、その基準の一部を改正する厚生労働省令の交付に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その改正内容は、放課後児童健全育成事業者に対して、安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の利用者の所在の確認等を義務づける規定について、第7条の2及び第7条の3を追加するものでございます。

附則において、施行日を令和5年4月1日からとし、安全計画の策定については、経過措置として、施行日から1年間は努力義務としております。

続きまして、議案第23号、対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表は33ページでございます。

本条例は、対馬市において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等を運営する上での基準を定めた条例であります。

今回の改正は、民法等の一部を改正する法律の一部の施行により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されることに伴う改正であり、その改正内容は、第26条の懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除するものでございます。

附則において、施行日を公布の日からとしております。

続きまして、議案第24号、対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例につきまして、新

旧対照表は34ページでございます。

この条例は、老朽化や児童の減少に伴い、利用されていない状況にある児童厚生施設とする児童遊園4施設及び児童館2施設の廃止に関しまして、同条例の一部を改正するものであります。

現在、設置しております内院、小船越、犬吠、志多賀、三根浜、久原の児童厚生施設の存続につきまして、関係地区に対しまして地区総会時に協議していただくよう依頼いたしました。結果といたしまして、児童数が増える見込みが立たない現状であること、また、施設の老朽化及び地区において施設の管理をしていくことが困難であることから廃止することで御同意をいただきましたので、今回、廃止とするものでございます。

附則において、施行日を令和5年4月1日からとしております。

最後に、議案第25号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表は35ページでございます。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行により、出産育児一時金を、現行の40万8,000円から48万8,000円に改め、産科医療補償制度の掛金1万2,000円と合わせ、出産育児一時金の支給額を50万円とするための改正を行うものでございます。

附則において、令和5年4月1日から施行し、施行日前に出産した被保険者に係る対馬市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金については、なお従前の例によるものとしております。

以上、議案第20号から議案第25号までの提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから6件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 議案第24号です。児童厚生施設条例の一部を改正することで、廃止される地区の、確かに児童生徒は減少して、児童生徒が活用する事例というのは極めて少なくなっていると思いますので、これはいわゆる用途としては、その条例がつけられたときの状況からしたら理解できます。

ただ、地区によっては、この児童厚生施設として造られた広場なり、場所が、地区の方々の、特にお年寄りのいわゆるランドゴルフなり等で使われている地区もあります。

それで、その中で特にトイレです。トイレが設置されているところが多いと思います。現在、使用されている方々が、今後も使われる地区については、トイレ等は目的を変えて、使っている方々が不便を来さないように考えていくべきだと思いますが、そのようなことについては考慮されたことはないかどうかお尋ねをします。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、國分幸和君。

○福祉保険部長（國分 幸和君） 今回、提案しております地区に、どの地区にトイレがあるかという事は、私、把握しておりませんが、そういった相談があれば、また利用できるような体制を整えたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 私が把握している地区は、確実に1地区は現在も使われております。それで、トイレがやはり老朽化していて、使いにくくなっていて、特に女性の方々等がやはり不便を来してありますので、また現場の地区については、個別にまた申し上げたいと思いますので、ぜひ現状を把握されて、今後その地区の方々が福利厚生と申しますか、そういう面で使われる折に不便を来さないように、ぜひ御配慮をお願いをしたいと思います。

以上、要望を申し上げておきます。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております6件については、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。6件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第20号、対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開を11時20分からいたします。

午前11時06休憩

午前11時15分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第18. 議案第26号

○議長（初村 久藏君） 日程第18、議案第26号、対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康づくり推進部長、桐谷和孝君。

○健康づくり推進部長（桐谷 和孝君） ただいま議題となりました議案第26号、対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容について御説明いたします。

新旧対照表は36ページを御覧ください。

今回の改正は、佐須歯科診療所の施設廃止に伴う改正でございます。道路事情等の改善に伴い、受診者が減少したことから、地区及び管理運営を委託しております歯科医師と協議を行った結果、廃止に対しての同意が得られましたので、別表中、歯科診療所の名称及び位置を削るものがございます。なお、附則で施行期日を令和5年4月1日としております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。議案第26号、対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第27号

○議長（初村 久藏君） 日程第19、議案第27号、対馬市営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、内山歩君。

○建設部長（内山 歩君） ただいま議題となりました議案第27号、対馬市営住宅条例の一部を改正する条例につきましては、建設部所管でございますので、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の45ページから46ページをお願いいたします。併せて、新旧対照表の37ページから40ページを御参照ください。

今回の主な改正は、公営住宅への入居に際しての保証人の取り扱いについて、国からの地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言を受け、本市におきましても住宅に困窮する低額所得者、特に身寄りのない単身高齢者の市営住宅への入居に際し、保証人の確保が困難であることを理由に、入居できないといった事態が生じないように、連帯保証人に関する入居要件を緩和するとともに、入居手続等の円滑化を図るために改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、住宅入居の手続について、条例第12条第1項第1号中「連帯保証人2人連署」を「連帯保証人1人」に緩和し、連帯保証人の「署名」に改め、同条第6項中、入居許可日から「15日以内」の入居期限を、引越し等の準備期間を考慮し「21日以内」に改め、それぞれ改正するものでございます。

また、このほか入居者の公募方法について、第4条で市ホームページを追加し、4方法による公募とすることに改め、入居者の選考について、第9条で第1項中を「公開抽選により決定すること」に改め、また同条第5項中「20歳未満の子を扶養している寡婦」を「ひとり親」に改めるなど、市営住宅の管理に関し、手続等の円滑化を図るための所要の改正を行うものでございます。

なお、附則として、施行期日を令和5年4月1日からとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） これは直接条例と関わるかどうかということなのですが、このように条例を改正した場合、やはり今までそういう保証人を立てていたということであれば、退居

する際の費用とか、そういうことがある程度確保できるということでこういう形で保証人を立てていたと思うんですが、それがなくなるということは敷金礼金等ですね、どういうふうに考えていらっしゃるのか、この法の趣旨からすると敷金礼金等も上げない方向だと思うんですが、その辺り、もう既に検討されていると思いますので、お聞かせください。

○議長（初村 久藏君） 建設部長、内山歩君。

○建設部長（内山 歩君） 協本議員の質問にお答えいたします。

まず、今回の保証人、こちら現在2名ということでしておりますけれども、これを1名に緩和するというので、敷金等に関しましては、特にこの保証人が1人になったということで、変わるわけではございません。よろしいでしょうか。

○議長（初村 久藏君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。議案第27号、対馬市営住宅条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第28号

○議長（初村 久藏君） 日程第20、議案第28号、湯多里ランドつしまの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました議案第28号、湯多里ランドつしまの指定管理者の指定についての、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書の47ページをお願いいたします。

本施設の管理運営につきましては、平成28年4月1日より令和3年3月31日まで、有限会

社対馬ビルサービスを指定管理者として管理運営しておりましたが、温泉設備の老朽化により大規模改修工事が必要でありましたので、指定管理期間の終了を機に、大規模改修事業を実施いたしております。その完了は令和5年度中旬に係る予定ではございますが、令和5年4月1日より施設の管理運営を指定管理によることとし、本年9月まではプール施設のみでの営業を行い、10月からの温泉施設の営業再開に向け、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により、指定管理者の公募を行ったところ、1団体からの申請がございました。選定の結果、指定管理者候補者といたしまして、佐世保市三浦町1番15号の株式会社クリルを指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらるるものであります。

株式会社クリルは、総合ビルメンテナンス業を主な業務とする島外に事業所を構える会社ではありますが、湯多里ランドと類似した施設の指定管理者としての実績もございます。今回、島外業者が選定された経緯につきましては、当初、令和4年8月19日から9月30日までの期間で実施いたしました指定管理者公募の折に、募集要項において、「対馬市内に事務所または事業所を置くもの」という申請要件を付しておりましたが、その期間中の応募がなく、その後、申請要件から「対馬市内に事務所または事業所を置くもの」という条件を外して、再度の公募を実施いたしましたところ、株式会社クリルからの申請があったものでございます。

指定管理者候補の選定につきまして、対馬市指定管理者選定委員会により選定方法及び審査基準に沿って、公正に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつ事業計画等の審査及びヒアリング等により総合的に判断し、安定した施設運営が期待できることから株式会社クリルを湯多里ランドつしまの指定管理者候補として選定いたしました。なお、指定管理期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間といたしております。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） これまでこの施設は島内の事業者が委託を受けて運営がされていたんですが、今回、島内からの応募がないということで島外の業者を選定されたということですが、一応、今、部長の説明ではこの事業者はビルメンテナンス業というふうな説明がございましたので、その中で実績として、いわゆるプールなりあるいは今まで飲食業等も一緒にこの温泉施設等一体で運営されていたわけですから、その辺りについての実績があるのかどうかということとをまず1点お尋ねをしたいと思います。

それから島外からの事業者、企業ということですから、従業員等についてはどういう形態とい

うか、島外から全部来られるのか、あるいは島内の住民を雇用するというような、なんか条件等の附帯とかそういう条件について話し合いがあったのかどうか、その辺りについて説明をもう少しお願いをしたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 美津島行政サービスセンター所長、藤田浩徳君。

○美津島行政サービスセンター所長（藤田 浩徳君） 湯多里ランドつしまにつきましては、美津島行政サービスセンターのほうで事務をとっておりますので、私のほうから回答をさせていただきます。

株式会社クリルの湯多里ランドつしまと類似した施設の運営実績ということでございますが、現在、佐世保市の鹿町温泉及び鹿町活性化施設、これは同じ敷地内にあり、湯多里ランドつしまの温泉施設部分がちょっと小さくなったような施設だと聞いております。鹿町活性化施設のほう地元産品の売店であるとか、レストランが入った施設でございます。その施設を令和2年4月から5年間の指定管理を受けているという実績があると聞いております。

2点目の従業員の雇用についてですが、ヒアリングの中では、できる限り島内の方を雇用したいということで、説明がっております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 藤田所長の説明の分は、一応、理解したいと思います。

それで島内から従業員の雇用ということになって、特にプール等は資格のある方がいないと運営できないというふうに聞いたことがありますが、その辺りについての配慮はいかがなんでしょうね。

○議長（初村 久藏君） 美津島行政サービスセンター所長、藤田浩徳君。

○美津島行政サービスセンター所長（藤田 浩徳君） プールにつきましては、インストラクターは外注する予定ということで聞いております。それと、そのほかに監視員とかで警備の資格とかということでいろいろ制限ございますが、市が直営する場合で業者さんに委託する場合は、委託先が警備の資格を持っていることが条件ですけど、今回の場合は指定管理委託ということで、その部分については指定管理者が自ら警備、プールの監視をするということであれば問題ないと聞いております。インストラクターのみ外注を考えているということで説明を受けております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 有資格といたしますか、資格がないと従事できない職の場合と、島内そういう方がおられるかおられないか、よく私も存じませんがですね。その辺り、島内の方がおられれば、ぜひそういうことを優先をしていただければと思うんです。

これまで、知り得る限りではインストラクター等、島外からほとんど呼んでいたというふうに聞いています。そして、島内の方がその下で補助的なことで運営をされていたというふうに聞いていましたけども、その辺りも十分、事業者と相談をしていただいて、島内の方がおられればそういう方を雇用という形を進めていただければということで要望をしておきます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 答弁はいいですか。ほかに質疑はありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 丁寧な説明でありありがとうございました。よく事情は分かりました。まずは島内で募集したけれども手が挙がらなかったのも、島外も広げてこういう形になったということで、この島外となったことについては事情はよく分かりました。

やはり今回、こういうことで島外の方が指定管理という形になったんですが、対馬市はサーキュラーエコノミーということをやっているわけですから、これは何も漂着ごみをリサイクルするだけではなくて、地域循環経済を目指すんだということで、SDG sの未来都市に手を挙げていらっしゃると思います。できる限り、やはり島内ということで、今回もそういう形でやられたんでしょうけれども、いろいろと自分のところばかりでやっちゃいけないという形もあるんでしょうが、その辺難しいところがあると思いますが、ぜひ今後もこういう指定管理のときは、まずは島内のところを探し出してでもしていくという形が、対馬からお金が出ないということをまず前提でしていただきたいんですが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 今おっしゃられるように、できるだけ島内事業者をこちらのほうからも探し出せるような形で募集方法も考えまして、できるだけ持っていきたいなと思っております。

○議長（初村 久藏君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり総務文教常任委員会に付託をします。

日程第21. 議案第29号

○議長（初村 久藏君） 日程第21、議案第29号、あがたの里の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上対馬振興部長、阿比留裕君。

○上対馬振興部長（阿比留 裕君） ただいま議題となりました議案第29号、あがたの里の指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明いたします。

議案書の49ページをお願いいたします。

本施設は、平成30年4月1日から一般財団法人対馬市農業振興公社を指定管理者として管理運営を行っておりますが、令和5年3月31日をもって、その期間満了となりますので、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により、公募を行ったところ1団体からの申請がございました。

選定の結果、指定管理者候補者といたしまして、対馬市上対馬町古里13番地3、株式会社A c o m p a n y を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり産業建設常任委員会に付託をします。

日程第22. 議案第30号

○議長（初村 久藏君） 日程第22、議案第30号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、内山歩君。

○建設部長（内山 歩君） ただいま議題となりました議案第30号につきましては、建設部所管の議案でございますので、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の51ページをお願いします。

議案第30号、工事請負契約の締結について。本議案は、市道尾浦浅藻線道路改良工事（トンネル）にかかる工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

入札の結果につきましては、入札参加条件を有資格者三者で構成する特定建設工事共同企業体を対象とし、昨年12月8日に制限つき一般競争入札による公告を行いましたところ、9者の特定建設工事共同企業体からの申請があり、去る2月7日に入札を実施した結果、戸田・イチケン・大石特定建設工事共同企業体、代表構成員、畑中靖博氏が36億9,718万円で落札されましたので、これに消費税相当額を加算した40億6,689万8,000円で、令和5年2月13日に同氏を相手方とした工事請負仮契約を締結しております。ここに、本契約を締結いたし

たく議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、議案書の52ページ、参考資料をお願いします。

道路改良工事延長は1,438メートルで、そのうちトンネル工事延長が1,418メートル、車道幅員は5.5メートルでございます。トンネルNATM発破工法による掘削工法で、インバート工、坑内付帯工、舗装工、坑門工、排水構造物工などを実施するものでございます。

参考に、53ページから56ページにかけて位置図、平面図及び標準断面図を添付し、またタブレット議案フォルダに添付資料として入札結果一覧表を掲載しておりますので、御参照ください。なお、本工事につきましては、継続費にかかる契約でございますので、工期を令和7年11月28日までの予定としております。

以上、簡単でございますが、議案第30号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり産業建設常任委員会に付託をします。

日程第23. 同意第1号

○議長（初村 久藏君） 日程第23、同意第1号、対馬市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 同意第1号、対馬市教育委員会委員の任命について、その提案理由を御説明いたします。

現任の齋藤豪氏が令和5年4月30日をもちまして、任期満了となりますので、引き続き教育委員としてお願いするものでございます。同氏につきましては、今さら申し述べるまでもなく、議員皆様も既に御承知のとおりでございまして、平成29年から教育委員として御活躍いただいております。本市の教育行政に対し、これまでの経験と実績をさらに発揮していただくため、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和5年5月1日から令和9年4月30日までの4年間となっております。何とぞ御同意のほどよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

同意第1号、対馬市教育委員会委員の任命についての同意を求める件は、これに同意することにより御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。同意第1号は、同意することに決定しました。

日程第24. 諮問第1号

日程第25. 諮問第2号

○議長（初村 久藏君） 日程第24、諮問第1号及び日程第25、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） ただいま一括議題となりました諮問第1号及び諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由を御説明いたします。

今回、御提案いたします委員につきましては、現委員であります多田満國氏及び古藤睦仁氏の2名の任期が今年6月30日をもって満了となりますので、再び委員に推薦する方として多田満國氏を、古藤睦仁氏の後任として山岡審司氏を委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見を願います。

多田満國氏は、令和2年7月から人権擁護委員として御活躍され、現在、1期目でございます。山岡審司氏は上対馬町にお住まいで、現在は対馬市商工会に勤務されております。地域社会の高齢化や買い物弱者の問題に直面する機会が多く、地域住民の抱える生活課題や人権問題を解決することに関心をお持ちであります。

候補者のお二人は、広く社会の実情に精通され、人格、見識ともに申し分なく、人権擁護委員としてふさわしい方々でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は、委員会への省略することに決定しました。

これから2件について、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、諮問第1号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、多田満國氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、多田満國君を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第2号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、山岡審司氏を適任とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、山岡審司氏を適任とすることに決定しました。

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午前11時56分散会
